

平成26年11月5日

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」  
(略称「カジノ解禁推進法案」)に反対する会長声明

京都司法書士会  
会長 森中勇雄

**第1 声明の趣旨**

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に反対し、同法案の廃案を求める。

**第2 声明の理由**

1 はじめに

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(いわゆる「カジノ解禁推進法案」。以下「本法案」という。)が国際観光産業振興議員連盟に所属する国会議員により国会に提出され、審議されているところである。本法案は、「地域の創意工夫及び民間の活力を活かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与する」ことを意図として、提案されたものとされている。

しかしながら、本法案の提出にあたっては、経済効果のみが強調されている嫌いがあり、社会に対する深刻な影響等が十分に検討されていないように見受けられる。

2 本法案の問題点

i 多重債務問題の再燃

当会は、平成26年7月23日付けで「貸金業法等の規制緩和に反対する会長声明」を発出した。「多重債務問題改善プログラム」の官民一体の取組により、多重債務者を減少させてきたにもかかわらず、同規制緩和により、多重債務問題が再燃することが大いに懸念されるためである。そして、本法案が成立するとすれば、それは、多重債務者を再び増加させる要因となり得るものである。多重債務の一つの要因には、ギャンブルがあることを忘れてはならない。

ii 自殺者の増加

ギャンブル依存症は、慢性、進行性、難治性があり、放置すれば、自殺に至る疾患といわれている。厚生労働省の調査によると、我が国のギャンブル依存症の患者は、推定で560万人に達し、諸外国と比較して相当に高い水準にあ

る。ギャンブル依存症対策においては、新たな依存症患者を発生させない取組が重要である。自殺対策基本法においても、「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものでなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない」とされている。本法案は、新たな自殺の要因を創出することになり、官民を挙げて取り組んだ結果、ようやく減少に転じつつある自殺対策の成果を逆戻りさせてしまうものである。また、ギャンブル依存症は、患者のみならず配偶者や家族にも深刻な影響を及ぼすものであり、その損失は非常に大きい。

### iii 青少年の健全育成への悪影響

本法案で予定されるカジノ施設は、宿泊施設や飲食施設、物品販売施設、エンターテインメント施設等と一体となって設置される複合的観光施設（「統合型リゾート（IR）」）と呼ばれるものである。IR施設においては、カジノ施設そのものに青少年が入場することができなくても、宿泊施設や飲食施設等の様々な施設がカジノ施設と一体となっているため、家族が出かける先にカジノ施設が存在するという環境になる。こうした環境では、賭博というものに対する抵抗感が喪失し、成長することになりかねず、青少年の健全育成という観点からも大きな問題がある。

### 3 まとめ

以上のとおり、本法案は、政府のこれまでの取組と逆行するものであり、本法案が成立することにより、刑事罰をもって賭博を禁止してきた法の趣旨が損なわれることになる。その結果、ギャンブル依存症の増加、多重債務者の増加や青少年の健全育成が阻害され、自殺者の増加につながる。

よって、当会は、声明の趣旨の記載のとおり、本法案に強く反対の意見を表明し、同法案の廃案を求める。